

任意継続組合員制度について

公立学校共済組合広島支部経理貸付係

任意継続組合員制度について

- 1 任意継続組合員とは
- 2 任意継続組合員加入から喪失までの流れ
- 3 任意継続組合員の加入手続
- 4 退職後の医療機関受診方法
- 5 任意継続組合員をやめるとき
- 6 被扶養者について
- 7 被扶養者の認定・取消
- 8 住所又は氏名に変更があったとき
- 9 任意継続掛金の概要
- 10 任意継続掛金の算定方法
- 11 任意継続掛金の払込方法
- 12 掛金前納による年間割引額
- 13 口座振替の場合の初回口座振替日
- 14 掛金の所得税法上の取扱い

1 任意継続組合員とは

退職日の前日までに引き続き 1 年以上組合員であった人が、
退職日から起算して20日以内に、

「任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書（以下
「任継申出書」という。）」を共済組合に提出した場合に、
退職後最大 2 年間、

在職中とほぼ同様の短期給付(注 1)を受け、
一部の福祉事業(注 2)を利用することができる制度

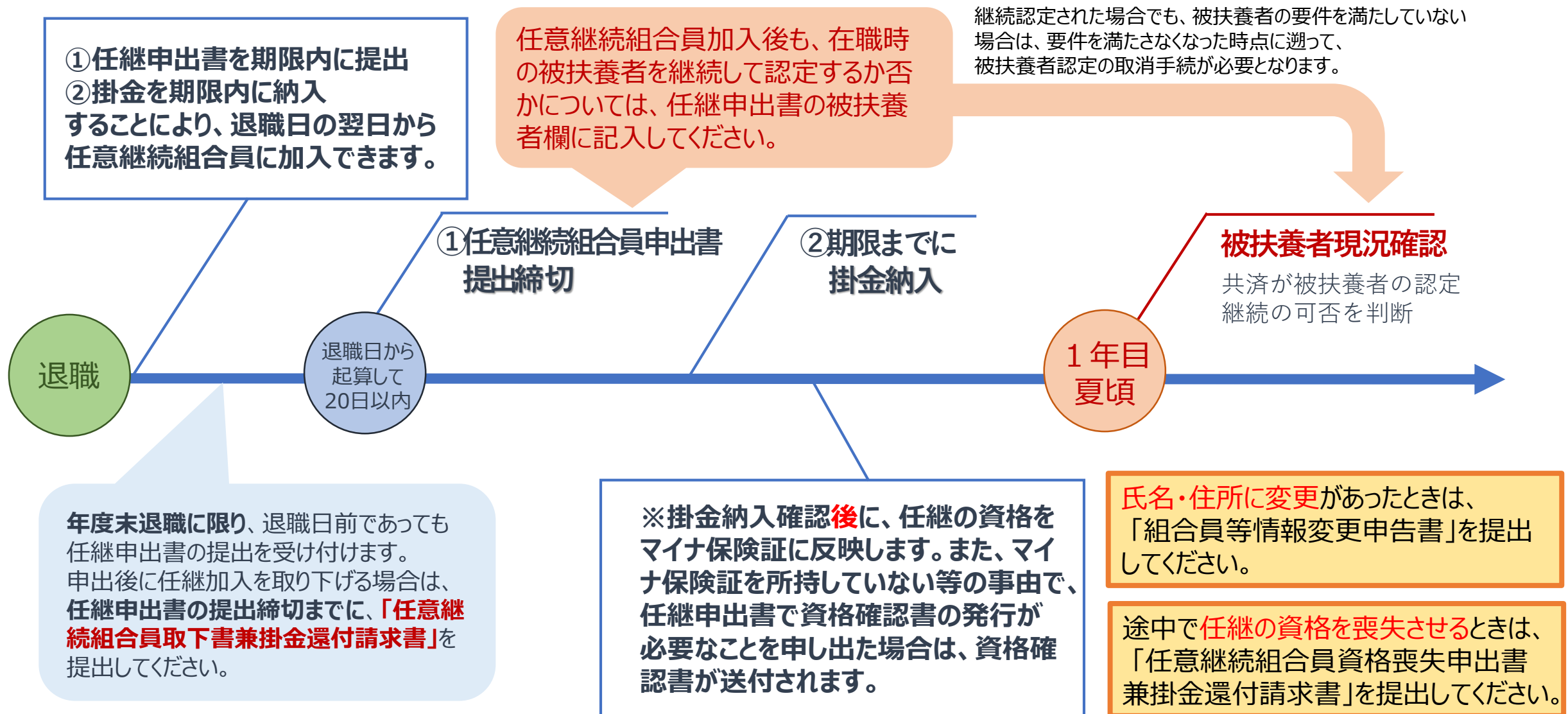
(注 1) 休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金は給付されません。

任意継続組合の資格を取得した後に給付要件に該当することとなった傷病手当金、出産手当金は給付されません。

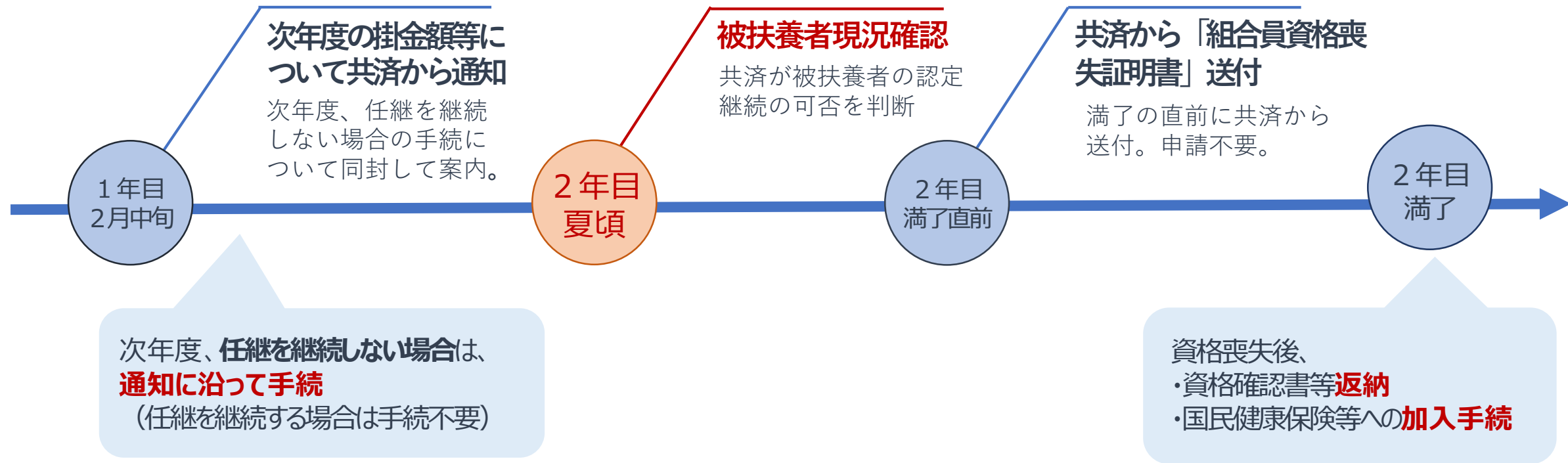
(注 2) 厚生サービスのうち、「旅行商品特別割引」及び特定健康診査・特定保健指導が受けられます。

(人間ドックなどのその他の事業は対象外)

2 任意継続組合員加入から喪失までの流れ①



2 任意継続組合員加入から喪失までの流れ②



- ・途中で任意継続組合員をやめた場合
- ・2年間の任継期間を満了した場合

再び任意継続組合員になるには、**改めて**任継加入のための**要件を満たす必要**があります。
(退職日までに1年と1日以上、組合員(一般組合員・短期組合員)としての期間が必要)

3 任意継続組合員の加入手続①

1 加入の手続

「任継申出書」を、退職時の所属所で証明（掛金が口座振替の場合、併せて広島銀行の確認）を受けた上で、共済組合に提出してください。

2 提出期限

退職の日から起算して20日以内に提出してください。

**令和7年3月31日付け退職の場合、
最終締切 令和7年4月18日（金） 共済組合必着**

※ 最終締切を過ぎて共済組合に到着した場合、任意継続組合員になることはできません。

3 任意継続組合員の加入手続②

共済組合提出用
(2枚中1枚目)

任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書

公立学校共済組合広島支部長 様

(送附日) 令和 年 月 日

組合員氏名		年 月 日	任意継続組合員等番号
			X

1 任意継続組合員となることの申出について

私は、退職日の前日まで引当金繰り下し1年以上組合員期間があるため、地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望します。

お名前		性別	男・女	生年月日	昭和 平成 年 月 日 (歳)
組合員について	退職日 令和 年 月 日 ☐ 退職時時点で被扶養者がいる ⇒ 「2 被扶養者について」を記入 ☐ 退職時時点で被扶養者がいない				
資格取得について	● 退職後、受給権喪失を受動する際は、マイナ保険制を要請してください。 ● マイナ保険制を希望していない等、右記のいずれかの事由に該当し、 資格取得が必要となる場合は、必ず欄②に記入してください。 ● マイナ保険制に任意継続組合員の資格が反映する時期や、資格喪失後の送付時期は、この申出書を共済組合が受理した日より決定します。 ● 右記の事由に該当するため、資格喪失書の発行が必要です。 ● 希望する年金払込方法に○を記入してください。①～④の口座振替を希望する場合は、年金振替口座・銀行名・支店名(広島銀行の)を本人名義の口座に限定。右欄に金融機関関係印を捺印してください。 ● ①～④の方法については、年金振替制が適用されます。※引当金は、「任意継続組合員金庫」を参照してください。 ● 毎月払込通知書(やむを得ない場合のみ) ※送付先を組合員住所にします。				

2 被扶養者について(退職時に認定されている被扶養者)

私は、退職時に被扶養者認定していた次の者について、退職日より継続認定の可否を希望します。

被扶養者氏名	続柄	退職日の翌日より、被扶養者認定の継続を希望する旨か(希望する場合は、被扶養者認定書(要・不要)を添付してください。)	備考
1		☐ 継続認定を希望する(資格喪失書の発行 要・不要)	継続しない
2		☐ 継続認定を希望する(資格喪失書の発行 要・不要)	継続しない
3		☐ 継続認定を希望する(資格喪失書の発行 要・不要)	継続しない
4		☐ 継続認定を希望する(資格喪失書の発行 要・不要)	継続しない
5		☐ 継続認定を希望する(資格喪失書の発行 要・不要)	継続しない

※ 欄②に記入のない被扶養者については、継続認定の上、資格喪失書を送付しない扱いとなりますので、記入漏れのないよう、下の欄に被扶養者認定された場合でも、被扶養者の要件を満たさない場合は、要件を満たさなくなった日に限って取消の手続きが必要となります。

※ 無期により継続認定された場合でも、退職日の翌日より、被扶養者資格を喪失します。資格喪失期要請が必要となる場合は、退職時に所属元が共済組合に提出する「組合員資格喪失報告書」により、必要であることを申し出てください。

3 退職時の所属所記入欄

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日
(退職日以降の日付とします)

所属所 所 名
 所属所コード
 所属所 所 氏 名
 電 話 番 号

所属所 所 受 付 印 押 印
 所属所で押印した上で
 交付用紙を提出してください。

金融機関印
(2枚中2枚目)

任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書

指定金融機関（広島銀行）御中

当社は、公立学校共済組合広島支部に支払うべき任意継続組合員の掛金を、私名義の下記預金口座から口座振替によって支払うこととしたいので、「預金口座振替規定」を捺印の上依頼します。

(広島銀行に書類を提出する日付とする)

ご依頼人 〔預金者名〕	申 出 日	令和 年 月 日
----------------	-------	-------------------

1枚目に記入したものと同一資金振替口座を下記に記入し、金融機関届出印を押印する。
訂正を行う場合は、訂正箇所を二重線で消去して金融機関届出印を押印し、余白に訂正事項を記入する。

掛金口座番号欄	広 島 銀 行	0	1	6	9	
支店・通帳番号欄	支店	通帳				

お届け印	
------	--

※22日（4月の末日）（金融機関休業日の場合は翌営業日）までに4月19日、4月30日までに提出してください。

書が変更されました。

最新の様式を
使用してください。

（不備返却事由） 1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 店名、預金種目、口座番号、 口座名称 3. 同席相違 4. その他 (備考)	押 印 蓋 章 封 入
---	----------------------------------

一 預金口座振替規定 一

1. 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払所請求書の提出または小切手の提出はしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から銀行に書頭により届きます。なお、この届出がない主要期間内わたり組合から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしなくても、銀行はこの契約を終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛争が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

以下

(B6.12) § 15-001②

●「任意継続組合員申出書
兼預金口座振替依頼書」を
記入し、退職時の所属所の
証明を受けて、期限までに
当支部に提出してください。

●様式は2枚構成です。
掛金の払込方法で口座振替
を選択した場合は、1枚目
と2枚目を記入して、広島
銀行の窓口に提出してくだ
さい。

● 2枚のうち1枚目は当支部に提出、2枚目は、広島銀行に提出します。
払込方法が納付書の場合は、1枚目のみ使用します。

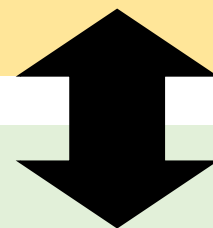
4 退職後の医療機関受診方法①

- 任意継続組合員に加入すると、退職日の翌日に、現職時の組合員等番号から、任意継続組合員の組合員等番号へと、**組合員等番号が変更**となります。
 - 任意継続組合員の組合員等番号は、医療機関を受診する際に必要となりますが、マイナ保険証制度に移行したことに伴い、以前のような「保険証」の交付を行わないため、医療機関を受診する際は、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を提示してください。
 - マイナ保険証を所持していない等、次頁のいずれかの事由に該当する場合は、医療機関を受診する際に、当支部が交付する「資格確認書」を提示する必要があります。「資格確認書」が必要な場合は、必ず任継申出書の要否欄に○を記入してください。
- **マイナ保険証**に任意継続組合員の資格が反映する時期や、**資格確認書**の送付時期は、任継申出書を共済組合が受け付けた日により決定します。

4 退職後の医療機関受診方法②

医療機関の受診方法① **マイナ保険証**による受診

- マイナ保険証を所持している場合は、マイナ保険証を利用して医療機関を受診できます。
- 既にマイナ保険証の利用登録が完了している場合、退職に伴って、再度マイナ保険証の利用登録手続は不要です。
- 任継資格への切り替えは自動で行われます。切替が完了するまでは、退職（資格喪失）のデータが反映されている、現職時の資格が反映されたままになっている、等の状況が考えられます。**
- マイナ保険証に反映されている資格は、マイナポータルで確認することができます。
- マイナ保険証による資格確認ができず、医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は、7割部分等を「療養費」として共済組合に請求してください（福利厚生事務の手引 § 9 - 016 ~）。



いずれかの方法で
医療機関を受診

医療機関の受診方法② **資格確認書**による受診（特定の事項に該当する場合）

- マイナ保険証を所持していない等、次の事項に該当する場合は、医療機関を受診する際に、組合員番号等が記載された「資格確認書」を提示する必要があります。「**資格確認書**」が必要な場合は、「**任継申出書**」内の**資格確認書の発行要否欄**を記入してください。

- ・ マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・ マイナ保険証の利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- ・ マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
- ・ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある者

- 資格確認書が手元にない期間に医療機関を受診する場合、共済組合が負担する医療費の原則7割部分等の支払いを待ってもらえないか医療機関に相談してみてください。医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は、7割部分等を「療養費」として共済組合に請求してください（福利厚生事務の手引 § 9 - 016 ~）。

5 任意継続組合員をやめるとき①

	任意継続組合員の申出を取り下げる（⇒12ページ）	任意継続組合員の資格を喪失する（⇒13ページ）
内容	任継申出書を提出したが、退職日の翌日から任意継続組合員に加入しないことの申出 （1日も任意継続組合員にならない）	任意継続組合員加入後、任意継続組合員の資格喪失事由に該当し、任意継続組合員を脱退することの申出 （1日以上、任意継続組合員に加入）
事由	1 退職日の翌日から再就職（医療保険加入）することが確定したとき。 2 国民健康保険に加入するとき。 3 家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき。	1 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。 2 死亡したとき。 3 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき。 4 再就職し、再就職先の医療保険に加入したとき。 5 国民健康保険等に参加する、又は家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき。
様式	「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」 (様式ダウンロード集§15-004)	「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」 (様式ダウンロード集§15-002) ※事由1の場合は不要
留意事項	取り下げ理由が2又は3の場合、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」は、 退職日から起算して20日以内に共済組合必着 です。 ※ 期限を過ぎて到着した場合、任継の資格を取得していることになり、掛金が発生します。	資格喪失後に任意継続組合員の資格で医療機関等で受診していた場合、共済組合負担の医療費等について戻入していただくことになります。

※ 任意継続組合員でなくなった期間について、納付済の掛金がある場合、喪失手続きが完了したあとに、指定の口座に払い戻します。

※ 様式その他、添付書類が必要な場合があります。必要な書類については、様式を確認してください。

5 任意継続組合員をやめるとき②（取下げの場合）

任継申出書を提出した後に、次の事由に該当し、任意継続組合員の申出を取り下げたい場合は、直ちに共済組合に連絡をするとともに、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」を必ず提出してください。

- ① 退職日の翌日から再就職（医療保険加入）することが確定した場合
- ② 国民健康保険に加入する場合
- ③ 家族が加入する医療保険の被扶養者になる場合

取り下げ理由が②又は③の場合、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」は、**令和7年4月18日（金）共済組合必着**です。

※ 期限を過ぎて到着した場合、既に任継の資格を取得していることになります（掛金発生）。

「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」ではなく、「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」を提出してください。

5 任意継続組合員をやめるとき③（資格喪失の場合）

任意継続組合員が次の事由に該当するときは、任意継続組合員の資格を喪失します。

事 由	資格喪失日
1 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。	翌日
2 死亡したとき。	翌日
3 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき。	その日
4 再就職し、再就職先の医療保険に加入したとき。	その日
5 国民健康保険等に参加する、又は家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき。	共済組合が「資格喪失申出書兼掛金還付請求書」を受理した日の属する月の翌月の初日

これらの事由に該当するときは、次の書類等を提出してください。

5 任意継続組合員をやめるとき③（資格喪失の場合）

事 由	提出書類等
1 任意継続組合員となった日から起算して 2 年を経過したとき。	当支部が交付している保険証・資格確認書 等
2 死亡したとき。	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 当支部が交付している保険証・資格確認書 等 ③ 死亡した日が確認できる書類 ④ 組合員本人と還付請求者との関係が確認できる書類の写し
3 後期高齢者医療制度の被保険者等と なったとき。	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 当支部が交付している保険証・資格確認書 等 ③ 後期高齢者医療被保険の資格情報のお知らせ・資格確認書の写し
4 再就職し、再就職先の医療保険に加入した とき。	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 当支部が交付している保険証・資格確認書 等 ③ 新しく交付された資格情報のお知らせ等、医療保険に加入したことが わかる書類の写し ※ただし、再就職先の医療保険が当支部である場合は、辞令書の写しとし、 会計年度任用職員は併せて勤務労働条件説明書の写しを提出
5 国民健康保険等に参加する、又は家族が 加入する医療保険の被扶養者になるとき。	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 当支部が交付している保険証・資格確認書 等 ※資格喪失以降速やかに返納

※ 資格喪失後に任意継続組合員証（被扶養者証）・資格確認書等を使用して医療機関等で受診していた場合、共済組合負担の医療費等について戻入していただきます。

6 被扶養者について

被扶養者とは・・・

主として任意継続組合員の収入により生計を維持する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹等で、7(2)①・②の「被扶養者として認められない場合」を除いた人が認定されます。
(在職中の組合員と同様)

※ 詳細は、公立学校共済組合広島支部HP「福利厚生事務の手引」の「§7 被扶養者の認定及び取消」を参照してください。

被扶養者の認定

任意継続組合員になる時又はなった後に、被扶養者の認定事由が発生した場合は、「7(1) 被扶養者の認定」を参考に、「被扶養者申告書」を提出してください。

被扶養者の取消

任継申出書で継続認定を希望した被扶養者は、任意継続組合員となった後も被扶養者として継続して認定します。ただし、収入超過や就職等により、被扶養者として認められない場合に該当するときは、被扶養者認定を取り消す手続が必要です。

被扶養者の取消事由が発生した場合は、「7(2) 被扶養者の取消」を参考に、「被扶養者申告書」を提出してください。

7(1)① 被扶養者の認定

認定申請の手続

被扶養者の要件を満たす者がいる場合は、次の書類を共済組合に提出してください。

提出書類等

- 1 被扶養者申告書
- 2 扶養事実申立書
- 3 任意継続組合員との続柄が確認できる書類
- 4 住民票の写し
- 5 所得に関する市区町村長の証明書等
- 6 認定要件を備えた日が確認できる書類
- 7 最新の年金額を確認できるもの（年金証書・年金額改定通知書等）の写し（年金（個人年金を含む。）を受給している場合）
- 8 被扶養者個人番号報告書
- 9 その他（共同扶養に係る双方の所得証明書（共同扶養者がいる場合））等

収入要件は、原則年額130万円未満ですが、次のいずれかに該当する場合、年額180万円未満となります。

- ① 60歳以上の場合
- ② 障害年金の受給相当の障害がある場合

※ 将来に向かって1年間の恒常的な収入見込みの総額が、要件を満たす必要があります。

被扶養者の要件を備えた日から30日以内に、「被扶養者申告書」等を共済組合に提出してください。

この場合、要件を備えた日に遡って被扶養者として認定されます。

（書類が30日を超えて提出された場合は、共済組合がその書類を受理した日が認定日となります。）

7(1)② 被扶養者の認定

認定要件を備えた日が確認できる書類の例

認定要件具備の事由	事実発生年月日が確認できるいずれかの書類
出生のとき	住民票の写し・住民票記載事項証明書・出生届受理証明書・母子手帳の写し 等
結婚又は離婚のとき	戸籍記載事項証明書・婚姻届受理証明書 等
退職のとき	退職辞令書の写し・離職票の写し・雇用保険受給資格者証の写し 等
雇用保険の基本手当受給満了のとき	雇用保険受給資格者証の写し
収入の逆転による扶養替えのとき	収入の逆転がわかるもの（辞令書の写し・源泉徴収票の写し 等） 被扶養者として認定されていた医療保険の被扶養者資格喪失証明書 等
非常勤講師の任用期間終了のとき	辞令書の写し・勤務条件説明書
その他	その他事実発生日が確認できる書類

7(2)① 被扶養者の取消

被扶養者として認められない場合①

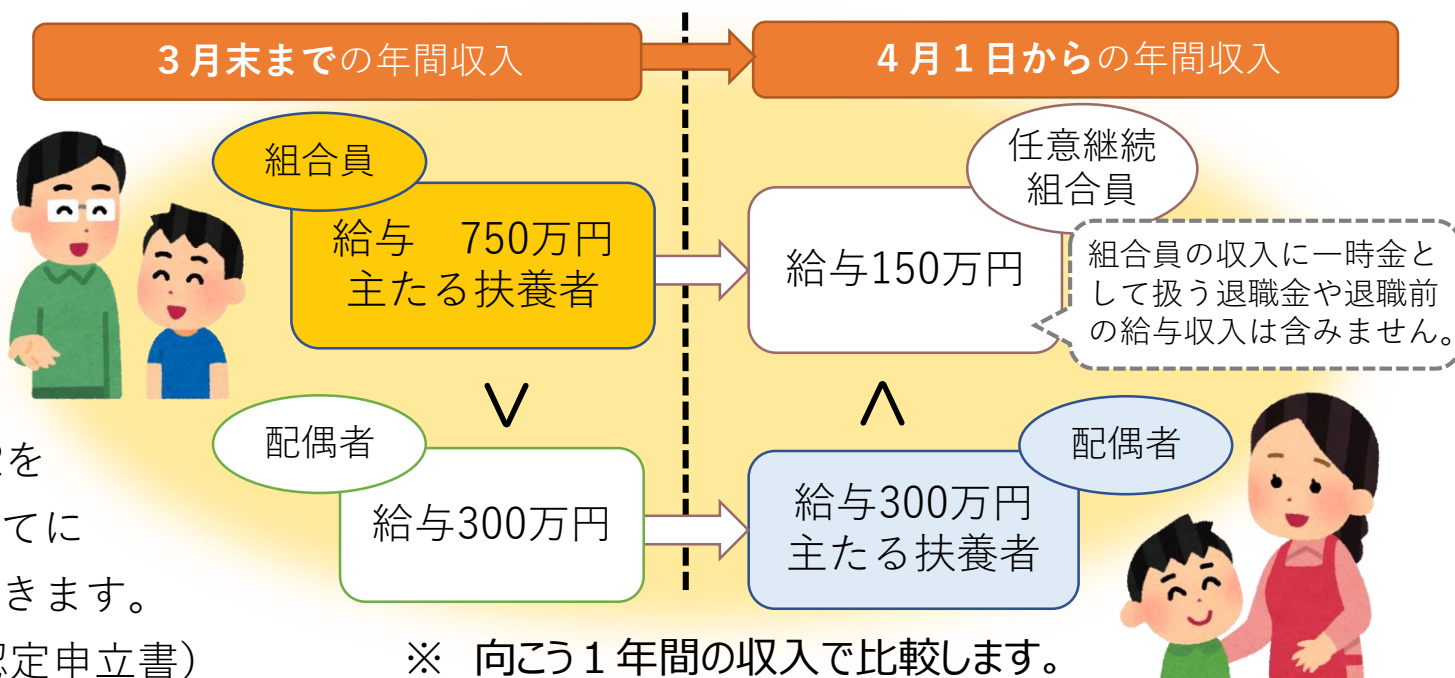
- 任意継続組合員以外の方が扶養手当又はこれに相当する手当を受けている場合
- 任意継続組合員が他の人と共同して扶養する場合で、社会通念上その任意継続組合員が主たる扶養者でないとき

組合員の退職後、
配偶者の方が収入が多くなる場合は、
子の被扶養者認定を取り消す必要があります。
4月1日付けで扶養替えの
手続きを行ってください。

ただし

配偶者が国民健康保険に加入している場合

原則、任意継続組合員の掛金の算定基礎額に12を
乗じた額が、配偶者の年収を上回るときは、申立てに
より任意継続組合員の被扶養者として継続認定できます。
(様式 § 15-005 任意継続組合員の被扶養者継続認定申立書)



7(2)② 被扶養者の取消

被扶養者として認められない場合②

- ・ 収入が年額(12か月の累計) 130万円以上 (60歳以上又は障害年金受給相当の障害がある場合は180万円以上) ある場合
- ・ 雇用保険の基本手当を日額3,612円以上 (5,000円以上) 受給している場合
- ・ 雇用された時点で、向こう 1 年間の収入額が130万円以上 (180万円以上) となることが明らかなる場合 (勤務条件説明書等で判断)
- ・ アルバイト等の不安定収入が、月額108,334円以上 (15万円以上) の月が 4 か月以上連続した場合
- ・ 1 年間(12か月の累計であって、暦年や年度ではありません。)の収入の累計額が130万円以上 (180万円以上) になった場合

※ 年金収入には、国民年金、厚生年金、共済年金、農業者年金、恩給、企業年金及び生命保険会社等の個人年金が含まれます。また、所得税法上は非課税になる遺族(厚生・共済)年金、障害(厚生・共済)年金、遺族扶助料等も収入となります。

- ・ 共済組合の組合員又は健康保険の被保険者になった場合(就職した時)
- ・ 後期高齢者医療制度に加入した場合
- ・ 死亡した場合

7(2)③ 被扶養者の取消

認定取消の手続

被扶養者として認定されている人が、被扶養者として認められない場合に該当するときは、速やかに次の書類を共済組合に提出してください。

- ① 被扶養者申告書
- ② 任意継続組合員被扶養者証・資格確認書 等
- ③ 被扶養者の要件を欠く日が確認できる書類

次頁の「認定取消の区分」欄に応じた書類を提出してください。

※ 75歳になり後期高齢者医療制度に加入した場合は、②任意継続組合員被扶養者証・資格確認書等のみ提出

7(2)④ 被扶養者の取消

被扶養者の要件を欠く日が確認できる書類の例

認定取消の区分	確認できる書類
就職し、新しく社会保険に加入したとき	新しく交付された資格情報のお知らせ又は資格確認書の写し
就職日以後向こう1年間の収入が限度額以上となる見込みが立つとき	雇用条件のわかる書類（非常勤講師であれば、勤務条件説明書）
収入の不安定な人の12か月の支給額累計が130万円以上になったとき	収入限度額以上となった対象月の前年同月分以後13か月分の給与支給明細書の写し等
収入の不安定な人が4か月以上連続して108,334円以上になったとき	限度額以上となった対象月の前月分以後5か月分の給与支給明細書の写し等
日額3,612円以上の雇用保険の基本手当を受給するとき	雇用保険受給資格者証の写し
事業等の所得が確定申告により130万円以上になったことが判明したとき	確定申告書及び収支内訳書の写し
公的年金額が180万円以上になったとき	年金額改定通知書の写し等
組合員との同居を必要条件とされている親族が別居したとき	別居した日が記載された住民票の写し等
夫婦共同扶養における収入逆転が判明したとき	収入が逆転したことが分かる書類及び配偶者の加入する社会保険がわかる書類の写し（夫婦双方が当支部の組合員の場合は不要）
その他	その他事実発生年月日が確認できる書類

8 住所又は氏名に変更があったとき

- 住所又は氏名を変更した場合は、「組合員等情報変更申告書」を共済組合へ提出してください。
- 被扶養者の住民票の住所に変更がある場合は、被扶養者の住民票の写しを添付してください。
- 氏名を変更した場合、交付を受けている旧姓の資格確認書等（「資格情報のお知らせ」を除く）を必ず添付してください（住所のみの場合は添付不要）。
新しい氏名の資格確認書が必要な場合は、併せて「資格確認書交付申請書」（広島支部ホームページ「様式ダウンロード集」標準報酬・掛金・資格関係08-010）も提出してください。

9 任意継続掛金の概要①

掛金を徴収する期間

【原則】 資格取得日の属する月から資格喪失日の属する月の前月まで徴収

例) 4/1任継取得⇒7/11他の健康保険の被保険者となった場合

4月	5月	6月	7月
4/1任継資格取得			7/11資格喪失
任意継続組合員期間			他の健康保険
掛金徴収（4・5・6月分）			

7月が資格喪失月
⇒前月の6月分まで掛金を徴収

9 任意継続掛金の概要②

【例外】資格取得日と喪失日が同月 ⇒ その月の掛金を徴収 ★例外の例外あり★

例) 4/1任継取得 ⇒ 4/11他の健康保険の被保険者となった場合

4月（取得月＝喪失月）	
4/1任継資格取得	4/11資格喪失
任意継続組合員期間	他の健康保険
掛金徴収（4月分）	

4月が取得月＝喪失月
⇒ **4月分の掛金を徴収**

★例外の例外★ 4/1任継取得 ⇒ 4/11再び公立学校共済組合の一般・短期組合員となった場合

4月（取得月＝喪失月）		5月
4/1任継資格取得	4/11資格喪失	
任意継続組合員期間	一般・短期組合員資格取得	
任意継続掛金徴収なし		

一般・短期組合員として掛金徴収
⇒ **任意継続掛金の徴収なし**

9 任意継続掛金の概要③

任意継続組合員の資格を満了（２年）前に喪失させたい場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」の提出が必要です（13頁参照）。

提出がない限り、掛金の口座振替や納付通知は引き続くことに注意してください。

2 任意継続組合員の資格喪失に伴う掛金の還付について ※還付が発生しない場合もあります。

資格喪失に伴い掛金に過納が生じた場合、次の口座への還付を請求します。

掛金還付先口座 (該当する口座に○を記入してください。記入がない場合は、①の「共済組合登録口座」に還付します。)									
☒	① 共済組合登録口座 (広銀掛金口座振替・給付金口座)		金融機関名・本支店名		銀行		本・支店		
			金融機関コード・本支店コード						
☐	② その他の指定口座 (①以外の口座へ還付を希望する場合。 組合員死亡の場合、相続人口座を記入)	②の場合、 還付指定口座を 記入。	預金種別	普通	口座番号			(名義人 カナ)	※請求者本人名義に限る

3 共済組合登録情報の変更に係る同意

この申出書に記載の任意継続組合員の
登録内容を変更し、今後はこの申出書の

上記のとおり申し出ます。

公立学校共済組合広島支部長 様

資格喪失により掛金の還付が発生した場合、ご指定の口座に還付します。

①の共済組合登録口座は、「任意継続組合員申出書」で登録した広島銀行の口座です。

①以外の口座への還付を希望する場合は、②を選択し、振込口座の情報を記入してください。

10 任意継続掛金の算定方法①

掛金の算定方法

掛金算定基礎額 × 掛金率 = 掛金月額（円位未満切捨て）



A と B のうち低い方の額

A 退職時の標準報酬月額

or

B 全組合員の標準報酬月額の平均

退職時の標準報酬月額??

「給与明細書」か、退職前の最後に通知された「標準報酬決定・改定通知書」の標準報酬月額でご確認ください。

10 任意継続掛金の算定方法②（令和7年度予定）

●掛金算定基礎額 例）退職時の標準報酬月額が440,000円の場合

A 退職時の標準報酬月額	B 全組合員の平均標準報酬月額
440,000円	380,000円
AとBのうち低い額は「B」 ⇒ 掛金算定基礎額は <u>380,000円</u>	

※ 掛金算定基礎額は、年間の掛金額ではありません。

●掛金率

区 分	令和7年度
任意継続掛金（全員）	1,000分の93.20
介護掛金（40歳以上65歳未満のみ）	1,000分の16.08

※ 令和7年度の掛金率は、変更になる可能性があります。

10 任意継続掛金の算定方法③（令和7年度予定）

●掛金額（月額・年額）

例） 掛金算定基礎額が上限額380,000円の場合

区分	掛金算定基礎額 × 掛金率 = 掛金月額 (円位未満切捨て)			
任意継続掛金（全員）	380,000	×	0.09320	= 35,416 円
介護掛金（40歳以上65歳未満のみ）	380,000	×	0.01608	= 6,110 円
合 計 (介護掛金を含む)				41,526円【月額】 498,312円【年額】

➡ **令和7年度の掛金率は、変更になる可能性があります。**

任意継続掛金の最新情報については、ホームページに掲載予定です。

【公立学校共済組合広島支部のHP】

広島支部トップページ→お知らせ 又は

広島支部トップページ→手続ナビ→組合員資格・年金の手続き→任意継続組合員に関する手続き→
任意継続組合員の掛金について

11 任意継続掛金の払込方法

掛金の払込方法	払込回数	払込日	注意点
① 口座振替	・年1回 【割引あり】 ・年2回 【割引あり】	31ページを参照	・広島銀行本人名義の口座から自動引き落とし ・医療費等の給付金は、掛金振替口座に振込み
	・毎月	翌月分を、 毎月22日 に口座から引き落とし。 ただし、初回分については31ページ参照。	
② 払込通知書 (納付書払い)	毎月	翌月分を、 毎月月末まで に振込み。 ただし、初回分は別途通知。	・払込通知書を基に、期限までに毎月掛金を振込み ・医療費等の給付金口座は、退職時指定の口座 ・振込手数料は自己負担

※ 払込期限内に払込みがない場合は資格喪失となるので、可能な限り**口座振替**をお願いします。

12 掛金前納による年間割引額

【掛金算定基礎額が上限額で**12か月分**払い込む場合】

区分		割引額※	納付年額	
毎月口座振替 毎月払込通知書		0 円	498,312円	任意継続掛金 424,992円 介護掛金 73,320円
年1回 口座振替	退職日までに 令和7年度分払込	10,444 円	487,868円	任意継続掛金 416,085円 介護掛金 71,783円
	退職日の翌月末までに 令和7年度分払込	8,847 円	489,465円	任意継続掛金 417,447円 介護掛金 72,018円
年2回 口座振替	退職日までに 令和7年度分払込 (上半期分)	5,660 円	492,652円	任意継続掛金 420,164円 介護掛金 72,488円
	退職日の翌月末までに 令和7年度分払込 (上半期分)	4,854 円	493,458円	任意継続掛金 420,852円 介護掛金 72,606円

※ 割引額・・・任意継続掛金と介護掛金を合算した毎月払いの納付年額と各区分の納付年額との差額

13 口座振替の場合の初回口座振替日

令和6年度末退職の場合、口座振替の払込方法が年1回、年2回、毎月、いずれの場合であっても、初回の口座振替日は次のとおり、任継申出書を当支部が受け付けた日付で決定します。

任意継続組合員申出書の受付日	初回口座振替日
一次締切 令和7年3月14日（金） までに当支部で受け付けた場合	令和7年3月31日（月）
二次締切 令和7年4月4日（金） までに当支部で受け付けた場合	令和7年4月21日（月）
最終締切 令和7年4月18日（金） までに当支部で受け付けた場合	令和7年4月30日（水）

※ 残高不足により口座振替ができなかった場合は、別途払込通知をします。
指定口座の残高には十分御注意ください。

14 掛金の所得税法上の取扱い



社会保険料控除の証拠書類になる「**収納証明書**」を、**毎年1月に共済組合から御自宅宛てに送付します。**

なお、再就職先の**年末調整等**で事前に証明書が必要な場合は、別途送付しますので、公立学校共済組合広島支部経理貸付係（082-513-4955）に連絡してください。

参考 任意継続組合員と国民健康保険との比較①（要件等について）

	共済組合任意継続組合員	国民健康保険
①加入条件	・退職日の前日までに引き続いて1年以上（退職日を含めて1年と1日以上）組合員期間があること。 ・期日までに任意継続掛金を払い込むこと。	市区町村に居住していること。
②加入期間	最長2年間 ・退職後、日を空けての加入不可 ・脱退可。ただし、再び組合員期間の要件を満たさない限り、再加入不可	制限なし
③申込先等	公立学校共済組合広島支部 「任継申出書」を 退職の日から起算して20日以内 に提出すること。 令和7年3月31日退職の場合、 令和7年4月18日(金)までに、共済組合必着。 ※ 最終締切を過ぎて共済組合に到着した場合、任意継続組合員になることはできません。	居住市区町村（国民健康保険担当部署）
④被扶養者	被扶養者制度あり 被扶養者は掛金等不要	被扶養者制度なし 被扶養者制度がないため、世帯単位で各々が加入し、保険料が発生。

参考 任意継続組合員と国民健康保険との比較②（掛金について）

	任意継続組合員（共済組合）	国民健康保険																		
⑤掛金等の決定方法	●掛金は、退職時の標準報酬月額を基礎として決定する。 ⇒退職後2年目は、前年所得が下がっても、掛金額はほぼ同じ。（上限額や掛金率変更による増減あり）	●保険料等は、主に前年所得、世帯人数を基礎として決定する。（市区町村により金額が異なる。） ⇒前年所得が下がると、保険料が変わる。																		
⑥掛金等の払込方法	●口座振替（年1回、年2回、毎月）【広島銀行のみ】 ●払込通知書(納付書)払（毎月）【手数料組合員負担】	市区町村が指定する方法による																		
⑦掛金等の目安	退職時標準報酬月額50万円、退職前年収700万円、50代、広島市在住の場合 ●令和7年度 掛金年額（予定） （標準報酬月額38万円（上限額）で算定） <table><tr><td rowspan="2">年1回 口座振替</td><td>R7.3.31に口座振替</td><td>487,868 円</td><td>割引最大</td></tr><tr><td>R7.4.1以降に口座振替</td><td>489,465 円</td><td>割引あり</td></tr><tr><td rowspan="2">年2回 口座振替</td><td>初回をR7.3.31に口座振替</td><td>492,652 円</td><td>割引あり</td></tr><tr><td>初回をR7.4.1以降に口座振替</td><td>493,458 円</td><td>割引あり</td></tr><tr><td colspan="2">毎月払込（口座振替・納付書払い）</td><td>498,312 円</td><td>割引なし</td></tr></table> ※退職前の短期・介護掛金より高くなる。 （現職時は雇用主と折半負担。任意継続組合員は全額負担）	年1回 口座振替	R7.3.31に口座振替	487,868 円	割引最大	R7.4.1以降に口座振替	489,465 円	割引あり	年2回 口座振替	初回をR7.3.31に口座振替	492,652 円	割引あり	初回をR7.4.1以降に口座振替	493,458 円	割引あり	毎月払込（口座振替・納付書払い）		498,312 円	割引なし	●令和6年度 保険料年額 （目安：広島市ホームページより） 1人世帯 年額689,156円 2人世帯 年額735,773円 ※倒産・解雇などによる離職者、未就学児、出産被保険者などの保険料軽減制度あり。 （個人の事情により、保険料額が変わる可能性あり）
年1回 口座振替	R7.3.31に口座振替		487,868 円	割引最大																
	R7.4.1以降に口座振替	489,465 円	割引あり																	
年2回 口座振替	初回をR7.3.31に口座振替	492,652 円	割引あり																	
	初回をR7.4.1以降に口座振替	493,458 円	割引あり																	
毎月払込（口座振替・納付書払い）		498,312 円	割引なし																	
⑧確認先	公立学校共済組合広島支部ホームページ（掛金額の早見表を掲載）	居住市区町村（国民健康保険担当部署）																		

参考 任意継続組合員と国民健康保険との比較③（給付について）

	共済組合任意継続組合員	国民健康保険
⑨自己負担	3割（6歳（義務教育就学前）までは2割、70歳～74歳は2割又は3割）	3割（6歳（義務教育就学前）までは2割、70歳～74歳は2割又は3割）
⑩給付内容	本人及び被扶養者への、 ・医療給付、出産費、埋葬料等 ・災害給付、附加給付等（共済組合独自の給付制度） （例）一部負担金払戻金 1ヶ月に1つの医療機関（入院と外来は別の医療機関とする）で支払った額（保険適用分）が2万5千円を超えたときに、その超えた金額（100円未満切捨）が給付される制度。 入院等で医療費が高額になる場合は、国民健康保険よりも医療費の還付額が高くなることが多い。	加入者への、 ・医療給付、出産育児一時金、埋葬料等
⑪健診	<u>人間ドック補助なし。</u> 特定健康診査（メタボ健診）あり （40～74歳任意継続組合員・被扶養者）	市区町村によって異なる。 特定健康診査（メタボ健診）あり（40～74歳加入者）